

日本健康学会誌への投稿に関する規定

1. 本誌は総説、原著、資料、論著、学会総会プログラム、その他（学位論文紹介、会員の声、書籍紹介、書評、研究室紹介など）を掲載する。

2. 本誌の発行を円滑にするため、編集委員会を置く。

原稿作成要領は別に定める。

3. 編集事務局は当分の間、下記に置く。

〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2

杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室内

TEL : 0422-47-5512 (内線 23460)

4. 本誌の発行は原則として隔月年 6 回とし、ほかに総会に際して学会講演集を発行する。

5. 投稿論文は未発表のものとし、和文または英文とする。

6. 論文の筆頭著者と連絡責任著者は日本健康学会会員に限る。ただし、編集委員会による依頼原稿の場合にはこの限りではない。

7. 論文の掲載は受付順を原則とするが、著者の希望により至急に掲載することができる。その場合、至急手数料 2 万円が必要となる。

8. 論文掲載にかかる費用負担は以下の通りとする。

1) 掲載費用

本文（基本的な図・表を含む）：刷り上がり 1 ページ当たり 3,000 円

特別な配置の図・表の場合には追加料金が発生することがある。

別刷料：10 部単位で 1,000 円

2) 学生割引

原稿受付日に学部あるいは大学院の学生である者は、その証拠書類を添えて投稿すれば別刷料以外の掲載費用の 50% を割引く。

9. 依頼原稿の掲載費用は全て学会負担とした上で、著者には別刷 30 部を進呈する。

10. 本誌に掲載された論文などの著作権は日本健康学会に帰属する。

付則：この規定は平成 29 年 4 月 25 日より施行する。

一部改訂して平成元年 3 月 24 日暫定。平成 2 年 11 月 15 日改訂。平成 18 年 3 月 24 日改訂。平成 24 年 3 月 21 日改訂。平成 26 年 3 月 1 日改訂。平成 28 年 1 月 1 日改訂。学会名・学会誌名の変更に伴い平成 29 年 4 月 25 日改訂。令和

6年3月1日改訂. 令和8年1月1日改訂.

日本健康学会関係連絡先

入会・退会・住所変更・年会費払い込み

〒602-8048 京都府京都市上京区下立売通小川東入西大路町146 番地

中西印刷（株）内 日本健康学会 会員管理担当

Eメールアドレス : jshhe@nacos.com

TEL : 075-415-3661 FAX : 075-415-3662

郵便振替口座 00120-0-368198